

令和3年12月15日

保護者様

袋井市立浅羽中学校長 西尾 重男

感染症による出席停止通知書の取扱いについて（通知）

寒冷の候、保護者の皆様には、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。日頃より本校の教育活動に御理解・御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症（疑いによる欠席の場合を含む）やインフルエンザ（学校感染症第2種）の感染症を理由とする出席停止の際、これまで登校時に出席停止通知書をお渡ししておりましたが、12月からは書面による出席停止の指示を省略し、口頭での指示とします。

つきましては、御理解の上、御協力をお願いします。

記

1 対象とする感染症の種類

- (1) 新型コロナウイルス感染症（疑いによる欠席の場合を含む）
- (2) インフルエンザ（学校感染症第2種）

2 出席停止に関する手続き

※1のいずれの感染症の場合も、書面による出席停止の指示を省略します。（12月から）

(1) 新型コロナウイルス感染症の場合

- ア 発熱などの体調不良、濃厚接触等感染が疑われる場合には、学校に連絡し、出席停止に該当するかについて確認してください。（これまで通り）
- イ 症状が回復したり、感染の疑いがないことを確認できたりして登校した日の前日までを出席停止とします。

(2) インフルエンザの場合

- ア 医師によりインフルエンザと診断された日を学校に電話等で連絡し、出席停止に該当することを確認してください。（これまで通り）
- イ 医師から受け取った記録用紙に従って体温を記録し、登校が可能となった日の前日までを出席停止とします。

3 その他

上記2つの感染症以外の感染症については、これまでと同様に書面による出席停止の手続きをするため、学校と連絡を取って対応してください。

担当：養護教諭 壁屋  
電話：23-3149